

# 日本市場におけるミャンマー産木材の 調達・販売に関する実態把握アンケート調査 報告書

2022年9月

国際環境 NGO FoE Japan

# 目次

はじめに.		2
第1章	調査方法	
第2章	結果・考察	
1. 回答	・ 数および回答企業の概要	
	· - ンマー材を使用した製品の販売状況(問 1)	
	)扱っている、または取り扱っていた製品や樹種(問 2、問 3)	
	)扱っている、または取り扱っていた製品の環境社会配慮(問 4)	
4-1.	合法性の確認について(問 4-1)	8
4-2.	持続可能性の確認について (問 4-2)	
4-3.	現地の地域社会に与える負の影響について(問 4-3)	
5. 今後	との取引についてどう考えているか(問 5)	
第3章	まとめ	
資料 1	ミャンマー材の国際取引と国軍との関連について	
資料 2	ミャンマー材の流通に関する概況	
資料 3	質問票	



#### はじめに

ミャンマーで 2021 年 2 月 1 日に国軍によるクーデターが発生してから 1 年 7 カ月が経過したが、ミャンマー国軍による市民への非人道的な虐殺や暴力は今も続いている。政治囚支援協会(AAPP)によれば、クーデター以降、少なくとも 2,262 名以上の市民が治安部隊によって殺害され、依然として 12,219 名以上が不当に拘束されたままである(2022 年 9 月 1 日時点)。国軍による空爆や焼き討ちなど民間人に対する故意の攻撃も繰り返され、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の 8 月の報告によれば、クーデター以降の国内避難民は90 万人を超えている。これに対し、ミャンマー市民や国際社会から強い非難の声が相次いでいるものの、市民が直面する苦境には一向に改善の兆しが見られない。

ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始し、その動向が世界的な注目を集めている一方、ミャンマーにおける悲惨な現状が顧みられる機会は減る傾向にある。そもそも、クーデターが発生して以降、日本政府をはじめミャンマーでビジネスを展開する多くの企業は積極的な関与をせず、事態を「静観」する姿勢を崩していない。しかしながら事態を「静観」することによって、国軍による非人道的な行為のリスクは増大している。

ミャンマーで巨額の経済支援やビジネスを行ってきた日本の官民は、ミャンマー国軍を 利する可能性のある資金の流れをしっかりと断つ責任がある。ミャンマー市民の犠牲をこれ以上増やさないために、そして何よりも民主主義と自由を求めて闘い続けているミャンマー市民のために、私たちの責任ある行動が、今求められている。

FoE Japan は、これまでもミャンマー産木材(以下、ミャンマー材)の違法伐採リスクについて警鐘を鳴らしてきた。クーデター以降、ミャンマー材はもはや紛争木材¹と化したと言っても過言ではなく、ミャンマー材の調達は停止すべきとの考えに至り、本調査を実施することとなった。

なお本調査の目的は、国内におけるミャンマー材の流通状況を把握することとし、ミャンマー材の調達方針の判断材料の一つとなるよう、ミャンマー材の国際取引と国軍との関連について送付状に添える形で事業者への情報提供を行った。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 「紛争木材」とは国連安全保障理事会が 2003 年、内戦状態にあるリベリアにおいて、木材貿易が反政 府勢力への資金源となっていることが明らかとなり、リベリア産の丸太や木材製品の国際取引に制裁を課 した際に用いられた概念で、その後も環境社会配慮において重要なキーワードになっている。



# 第1章 調査方法

調査はミャンマー材、特に代表的な樹種であるチークが採用されることの多いフローリングや家具を取り扱っている製造、卸、小売事業者、および住宅、非住宅、商業施設などの建築・建設事業者に対して行った。合法木材ナビに掲載されている合法木材供給事業者認定団体において、一般社団法人日本フローリング工業会、日本複合・防音床材工業会、一般社団法人日本オフィス家具協会、一般社団法人日本家具産業振興会、一般社団法人日本家具保証協会が認定している事業者を選定。また一般社団法人日本 DIY・ホームセンター協会の正会員(小売部門)企業、一般社団法人住宅生産団体連合会の正会員(企業会員)企業、木材建材ウイクリーで公表されている木造住宅建築着工数ランキング上位企業、およびWEB検索でヒットしたチークを採用したガーデン家具取扱企業、合わせて合計 258 社を調査対象企業とした。

258 社に対して送付状 & アンケート用紙 (添付資料 1、3) を送付した。返信は FAX、メールでの対応を依頼した。アンケートの発送は 2022 年 6 月 1 日に行い、返送の締切日は 2022 年 6 月 24 日とした。

# 第2章 結果・考察

#### 1. 回答数および回答企業の概要

回答数は14社(5.4%)だった。表1に回答企業の業種と従業員数、売上高を示す。なお各社の従業員数と売上高は各社サイトで確認したものである。回答企業の業種内訳は、住宅5社、建材3社、家具1社、DIY3社、小売1社、デヴェロッパー1社だった。各社の従業員数を見てみると(表2)、5,000人以上はすべて住宅、1,000人以上は建材、小売、デヴェロッパーの3社、100人以上は住宅2社とDIY1社、100人未満では建材2社と家具1社だった。

#### 表 1 回答企業の概要

	回答企業	従業員数*	売上高*
	業種	(人)	(億円)
1	住宅	16,535	19,761
2	住宅	7,472	7,865
3	家具	8	N/A
4	住宅	403	N/A



5	DIY	N/A	N/A
6	DIY	N/A	N/A
7	住宅	21,254	13,859
8	住宅	405	266
9	小売	1,432	4,329
10	建材	1,252	590
11	DIY	576	481
12	建材	8	N/A
13	デヴェロッパー	1,137	2,646
14	建材	47	N/A

<sup>\*</sup> 従業員数、売上高については企業規模を示す指標として各社サイトから情報を入手した。な おサイトに記載の見られなかったものは「N/A(記載なし)」とした。

# 表 2 回答企業の従業員数

従業員数	回答企業数	業種
5,000 以上	3	住宅 (3)
1,000 以上	3	建材、小売、デヴェロッパー
100 以上	3	住宅(2)、DIY
100 未満	3	建材(2)、家具

#### 2. ミャンマー材を使用した製品の販売状況(問1)

現在ミャンマー材を使用した製品の販売を行っているか否か聞いたところ、2 社が「販売あり」と回答した。そのほか、「以前は取扱っていたが今は販売なし」が3 社、「わからない」が3 社、「販売なし」が6 社だった(表3)。

現在も販売している 2 社のうち家具 No.3 は、「20 年前に調達した材の在庫を現在販売している」との回答だった。常時調達しているのは建材 No.12 のみで、その頻度は四半期ごとに調達をしている。「以前は取扱っていた」の 3 社のうち建材 No.10 は「2014 年に原木の輸出が禁止となったため」調達を停止、住宅 No.7 は「2021 年に社内取組を強化した際に調達を停止」との回答だった。住宅 No.2 は停止理由についての記載はなかった。「わからない」の 3 社のうち小売 No.9 は、「カタログ誌面上では扱っていないが商品に使用しているすべての材料を把握できておらず、取引している事業者もすべての木材に関して原産地国と樹種を把握していないため」との回答だった。DIY の No.11 は「ベトナム、マレーシアで生産されている製品についてはわからない」という回答だった。住宅 No.8 は理由に関



する記述はなかった。「販売なし」の6社のうち、デヴェロッパーNo.13はマンション内装での使用はないが外構部分で確認しきれないところもあるとの説明が付された回答だった。

表 3 ミャンマー材を使用した製品の販売状況について

No.	回答企業 業種	従業員数 (人)	販売あり	以前は 扱っていた	わからない	販売なし
1	住宅	16,535				0
2	住宅	7,472		0		
3	家具	8	0			
4	住宅	403				0
5	DIY	N/A				0
6	DIY	N/A				0
7	住宅	21,254		0		
8	住宅	405			0	
9	小売	1,432			0	
10	建材	1,252		0		
11	DIY	576			0	
12	建材	8	0			
13	デヴェロッパー	1,137				0
14	建材	47				0

#### (考察)

ミャンマー材の取扱いについて、販売ありの2社はどちらも従業員数10名以下の小規模企業で、以前は扱っていた3社は従業員数1,000名以上の大手企業であった。回答数が限られているため仮説の域を出ないが、近年、企業活動に対してもSDGsやESG投資などに代表される様々な環境社会配慮が求められるようになってきている中で、大手企業においてはミャンマー材をリスク材として捉える傾向にあるのではないかと考えられる。

「わからない」と回答した DIY の No.11 は、同社が取り扱う製品は不明ながら、ベトナム、マレーシアから製品輸入、または輸入商社を介して購入していると思われる。貿易統計によると、品目「木製イス」の輸入相手国で、ベトナム、マレーシアは取引金額上位に位置する国で、特にマレーシアについては、ミャンマーが木材を輸出している国でもあるため、ミャンマー材が採用されている可能性は高い(詳細は資料 2 参照)。

本来であれば、小売 No.9、デヴェロッパーNo.13 のように、自社の責任において、当該製品にどの産地国のどの樹種が使用されているのか、取引先に問い合わせて確認をすることが消費者に対する説明責任を果たす意味でも必要である。クリーンウッド法においては



合法性が確認できた製品を取り扱う努力義務が課されているが、同社はその責務を果たしていないと考える。

# 3. 取り扱っている、または取り扱っていた製品や樹種(問2、問3)

取り扱っている、または取り扱っていた製品や樹種、取扱量について、回答のあった 5 社の内容を表 4 に示す。問 1 で「販売あり」の 2 社が取り扱っているのは、家具 No.3 がチークの家具、建材 No.12 はチークの無垢フローリングとチーク、ピンカドーの造作だった。問 1 で「以前は取り扱っていた」の 3 社では、住宅 No.2 がチークの無垢フローリング、住宅 No.7 がチークの無垢、複合フローリング、建材 No.10 がチーク、タウンサィェット  $^{23}$  の複合フローリングと造作だった。

取扱量について回答があったのは建材 No.12 のみだった。年間取引量はチーク無垢フローリングが 45m3、チーク造作材が 12m3 だった。

# 表 4 各回答企業の取り扱い製品について

No.	回答 企業 業種	販売 あり	以前は 扱って いた	無垢フロー リング	複合フロー リング	屋内用家具	造作
2	住宅		0	チーク			
3	家具	$\circ$				チーク	
7	住宅		0	チーク	チーク		
10	建材		0		チーク、 タウン サイエット		チーク、 タウン サイエット
12	建材	0		チーク			チーク、ピ ンカドー

# (考察)

図 1 に 2010~2021 年の日本がミャンマーから輸入したチークの丸太、製材、フローリング材の推移を示す(資料 2 にも関連データあり)。取引量はピーク時でフローリング材は2011 年に 1,000m3 超、丸太も 2012 年に約 700m3 の輸入実績があるが、全体的には、問 1

<sup>3</sup> 日本国内ではタウンサエット、ニューチェリー、チェルード、メルパウなどの名称で流通している。

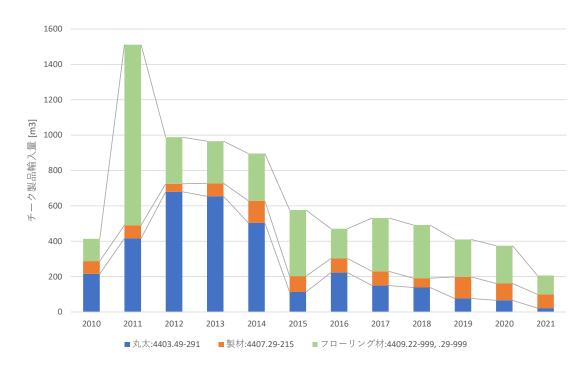


6

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> タウンサイェットは学名 *Swintonia spicifera* でローカル名の一つとして Taung Thayet などと称される。ミャンマーのほか、マレーシア、インドネシア、カンボジア、インドなどで流通している。http://www.tropicaltimber.info/specie/merpauh-swintonia-spicifera/

の回答にも見られた 2014 年の原木輸出禁止措置の影響もあってか、減少傾向にあることがわかる。しかしながら 2014 年以降、丸太輸出禁止措置が取られているはずにも関わらず、2015~2021 年において減少傾向にあるものの丸太は継続して輸入されている。この点、何らかの事情があるのか否か詳細は確認できていないが、輸出するミャンマー側のガバナンスの脆弱性、および輸入する日本側のコンプライアンス意識の低さが表れているとも考えられる。

また、2020年と2021年の各製品の輸入量は、丸太が66m3、22m3、製材が95m3、78m3、フローリングが213m3、106m3となっている。アンケート票では2021年度、または最新の年間取扱量を質問したため、建材No.12の取扱量との単純比較はできないが、同社の取扱量は近年の日本とミャンマーとの貿易におけるチーク製品輸入量において一定のシェアを占めているようにも見てとれる。しかしながら、ミャンマー材はミャンマーから第三国を経由して日本に輸入されている可能性は高く、日本とミャンマーの二国間貿易量だけではミャンマー材の国内流通量は測れない。



注:フローリング材は 4409.22-999 と 29-999 の合計

図 1 ミャンマーからのチーク製品輸入量の推移(2010-2021)

出所:財務省,貿易統計



#### 4. 取り扱っている、または取り扱っていた製品の環境社会配慮(問4)

#### 4-1. 合法性の確認について (問 4-1)

取り扱っている、または取り扱っていた製品の環境社会配慮の一つ、合法性の確認方法について「販売あり」の家具 No.3、建材 No.12、「以前は取り扱っていた」の住宅 No.7、建材 No.10 の 4 社から回答があった。各社の入手書類について表 5 に示す。回答のあった 4 社中、家具 No.3 を除く 3 社は、各社とも複数の書類を入手している。その他、建材 No.12 は自社がクリーンウッド法登録事業者(第一種、第二種)であることを確認方法の一つとしている。書類入手をしていない家具 No.3 の回答は「確認していない」で、その理由は「20 年以上前に輸入された材のストックから製造している」というものだった。

表 5 合法性の確認において入手、確認している書類について

入手書類 		回答企業			
		No.10	No.12		
民間貯木場での原木受け入れ証明(発行者:森林局)			1		
木材の加工許可書 (発行者:森林局)			1		
歩留まり承認書 (発行者:森林局)					
木材製品の合法証明書 (発行者:森林局)	1	1	1		
仕様書(発行者:MTE)					
販売契約書(発行者:MTE)		1	1		
商業請求書(発行者:MTE)		1			
輸送指示書(発行者:MTE)		1			
輸送事前情報書(発行者:MTE)		1			
輸送荷物参照(発行者:MTE)		1			
購入確認書(発行者:MTE)		1			
原産地証明書(発行者:貿易局)	1	1	1		
輸出ライセンス(発行者:貿易局)			1		
輸出申告書(発行者:税関局)	1		1		
その他					

注:表中、MTE は Myanmar Timber Enterprise の略

#### (考察)

アンケート票にはクリーンウッド・ナビに掲載されている書類名を記載したが、歩留まり 承認書(発行者:森林局)と仕様書(発行者:MTE(Myanmar Timber Enterprise))の二 つを除き、すべての書類が合法性の確認に活用されていることがわかる。また 3 社共通で



入手・確認していた書類は森林局の発行する合法証明書と貿易局の発行する原産地証明書 であった。

#### 4-2. 持続可能性の確認について (問 4-2)

取り扱っている、または取り扱っていた製品の持続可能性の確認方法について質問したところ、4 社の回答があった。内訳は 2 社が「確認している」、もう 2 社が「確認していない」だった。「確認している」の建材 No.12 は「現地に社員を派遣して確認している」と回答。もう一方の住宅 No.7 は、「現地に社員を派遣して確認している」に加え、取引先へのアンケートにより確認しているとの回答だった。「確認していない」の建材 No.10 は「合法性の確認を行っているため」、もう一方の家具 No.3 は「近年は購入していない」との回答だった。

#### (考察)

現行の法体制において持続可能性の確認については、グリーン購入法では配慮することが求められ、またクリーンウッド法では明確にされておらず、実質的に求められていない。しかしながら2社から「確認している」と回答があったことから、ミャンマー材についてはその必要性が認識されつつある傾向にあるものと考えられる。他方、建材 No.10 の回答からは「合法性の確認と持続可能性の確認とは異なるもので、持続可能性の確認は求められていない」ことを把握していることも垣間見られた。なお設問では持続可能性に関して基準のようなものは提示しておらず、各社の「持続可能性」の定義や、何をもって「持続可能性を確認する/した/できた」と判断しているのかは不明である。

# 4-3. 現地の地域社会に与える負の影響について (問 4-3)

取り扱っている、または取り扱っていた製品の調達が現地の地域社会に与える負の影響について質問したところ、4 社の回答があった。1 社が「確認している」、2 社が「確認していない」、そして 1 社は選択肢以外の自由記述での回答だった。「確認している」の住宅 No.7 は「現地に社員を派遣して確認している」に加え、取引先へのアンケートにより確認しているとの回答だった。「確認していない」の建材 No.10 は「合法性の確認を行っているため」、もう一方の家具 No.3 は「近年は購入していない」との回答だった。建材 No.12 は自由記述で「地域社会に負の影響ではなく、伐採・搬出・輸送業務を担うことで生活を維持している」との回答だった。

#### (考察)

問 4-2 同様、 本項目は法に基づき確認が求められているものではないが、 確認は必要と認



識している企業もあることを確認した。また、建材 No.12 の回答は「ミャンマー国との木材の商取引は国際協力である」という見解が背景にあるものと推測するが、違法伐採リスクや森林 (天然林) 減少リスクに基づく設問に対する回答とは捉えにくく、違法伐採リスクや森林減少リスクに対する認識が希薄である。

# 5. 今後の取引についてどう考えているか(問5)

ミャンマー国軍による市民への弾圧が続いている中、今後の取引について質問したところ、問1で「販売あり」の2社から「調達・販売は継続する」との回答があった。家具 No.3 は「過去に調達し在庫している材まで販売不可とは考えていない」というものだった。建材 No.12 は記述により以下の回答(抜粋)があった。

「クーデターを決行した軍部には止むを得ない理由があり、民主派勢力にも反抗しなくてはならない理由があった。現在の小競り合いをしつつ、総選挙を迎えるだろう。ミャンマーは農林立国で木材は主要な国の財源であり、市民への雇用を創出しているもので、自社が木材購入・輸入することで同国の林産業の維持に寄与している。木材は政府統制材ゆえ、政府財源を潤すが、これによって国政が維持できることにつながる。 国軍のための木材事業と短絡した見方はいかがなものか?」

#### (考察)

本稿の冒頭で触れたとおり、現状のミャンマー材は「紛争木材」に極めて近い状態だと考えられる。家具 No.3 の回答はビジネス上、どこで線引きをするのか、という議論で、ビジネスライクに判断していると考えられる。一方、建材 No.12 の回答は国軍の武力による弾圧を是認し、彼らの資金源に寄与することを認識した上で、「国際協力」を錦の御旗にミャンマー市民への人権侵害や弾圧を無視して、国軍とのビジネスを優先する姿勢と解釈できる。これは「国軍に資金が流れることを回避することで、人権侵害と民主主義の弾圧に加担しない」という企業の社会的責任に照らして大きくかけ離れたものと言わざるを得ない。

#### 第3章 まとめ

本アンケート調査では、近年、ミャンマーとの二国間で取引されている木材について、樹種はチーク、ピンカドー、タウンサイェットなど、製品は無垢、複合フローリング、造作、家具であること、取引量としては各製品で100m3前後と、小規模な取引に留まっていることが確認された。しかしながらミャンマーから中国やタイなど第三国を経由したミャンマー産材の国内流通に関しては、十分な回答が得られず、課題として残された。しかしながらFAOSTATおよび貿易統計に基づく分析では、ミャンマー材は第三国を経由、または加



工されて日本市場に流通している可能性は高く、ミャンマーで生産される主要樹種製品(チーク、ピンカドー、パドウク、カリン、タウンサィェットなど)を取扱う事業者は説明 責任を果たす意味で、自社の責任において適切にトレーサビリティを確認し、さらにはその 樹種の合法性や持続可能性を担保することが求められる。

各社の木材調達にかかる環境社会配慮に関して、合法性の確認においては、国がクリーンウッド・ナビで提供する情報が一定レベル活用されていることが確認された。持続可能性の確認においては、一部では現行法の要求水準に捉われることなく配慮、確認する姿勢が見られることが確認された。地域社会への影響への配慮に関しては、依然として持続可能性の一環として捉えられ、合法性確認の範疇にないとの考えが見られるものの、一部では確認する姿勢も見られた。また購入することでミャンマーの林産業に寄与しているという、国軍によるミャンマー市民への弾圧という状況を許容・軽視するものもあった。

今後の取引を継続する理由には、クーデター前の調達材ゆえ販売することに問題はない、 というものと、国軍の市民への武力弾圧を是認し、彼らの資金源に寄与することを認識した 上で、ビジネスを継続するというものが確認された。

最後に繰り返すが、現状のミャンマー材は「紛争木材」に極めて近い状態だと考えられる。 ただし「紛争木材」と国連が認定したわけではないため、ミャンマー産材の商取引は違法行 為ではないが、近年、国際的に重要視されているビジネスと人権の理念に照らして、容認さ れ難いものである。「国軍に資金が流れることを回避することで、人権侵害と民主主義の弾 圧に加担しない」という企業が果たすべき社会的責任に照らし、このような状況下において ビジネスは停止すべきである。



# 資料1 ミャンマー材の国際取引と国軍との関連について

ミャンマー材の国際取引と国軍との関連については、米国 NGO の環境調査エージェンシー (Environmental Investigation Agency, EIA) が報告書や公表資料などにおいて触れており、その記述の一部を以下に引用する。なお原文は英語で FoE Japan が仮訳、抜粋した。

- ※ 米国 NGO の環境調査エージェンシー(EIA)は長年にわたり、違法伐採や密輸など森林にまつわる犯罪等を追っている犯罪調査の専門家で、その実績は国際社会も認めており、ミャンマー国軍のクーデターを受けて、米国、英国、EU が Myanmar Timber Enterprize (MTE)とミャンマー森林大臣 Khin Maung Yi に制裁を課したのも EIA の提言に基づくものである。
- 1-1. The Italian Job How Myanmar timber is trafficked through Italy to the rest of Europe despite EU laws(2021)の記述から

国営の Myanmar Timber Enterprize(MTE)は、国内のすべての「合法的な」木材販売に関与している。これはすべての輸出の規制当局であり、現在は軍事政権によって管理されている。2017~2018 年度の輸出用木材販売からの MTE の収入は 1 億 8,600 万ドル以上である。さらに国は木材貿易に関連するロイヤルティと税金からほぼ 1 億ドルの収入を得ている。ミャンマーの木材貿易の重要性、そしてそれが軍事政権の収入源になっていることは、貿易制裁を行っている EU、英国、米国によって再認識されている。

軍は資金調達のため、木材を競売にかけ続けている。競売にかけられている木材は、押収された後、国際市場に流入する可能性のある違法木材になることが懸念されている。例えば、2020年に軍は、約2,000トンのチークを含む、合計約10,000トンの違法木材を押収した。これは約700万ドルに相当する。EIAの調査でも、軍が押収した木材がどのように処理されているのか確認できておらず、またクーデター以来、その調査・監視も不足しているため、国が押収した違法材に何が起こるか判断材料に不足している。

#### 注:下線は筆者によるもの

(出所) The Italian Job - How Myanmar timber is trafficked through Italy to the rest of Europe despite EU laws(2021), p22-25.

https://eia-international.org/wp-content/uploads/The-Italian-Job-2021-SPREADS.pdf

1-2. EIA の WEB サイト, "Environmental Investigation Agency (EIA) statement on political situation in Myanmar and related timber trade issues." から



EIA は決してミャンマー産の木材や木材製品の貿易を支持しない。 EIA は過去 10 年間、ミャンマーの森林や森林資源のあからさまな窃盗行為や軍事政権のトップを含む政権高官らの汚職・腐敗など、ミャンマーの人々が安全と生活のために依存している森林が豊富な地域で行われた犯罪を暴露してきた。またその犯罪に関与するミャンマー、近隣諸国・地域、ヨーロッパ、米国の人々や組織を暴露してきた。これらの人々はミャンマーの森林窃盗を支援し続けている。2021年2月1日以前は、国際社会をはじめ市民社会、林業専門家、民間企業などによる支援を受けた、森林・林業セクター内のガバナンスと技術改革の機会は残されていたが、現在、国のあらゆる側面を支配し、政権にのみ利益をもたらす軍事政権下においては、もはやこのようなことはありえない。ミャンマー産の木材や木製品の購入を検討している購入者に注意喚起をする。2021年2月1日のミャンマー軍事クーデター以降、ミャンマー材を購入することは森林内や無実の民間人に対する暴力を支援し、ミャンマーの民主主義の破壊に貢献することであり、軍事政権を支持することになるだろう。

#### 注:下線は筆者によるもの

(出所) EIA の WEB サイト, Environmental Investigation Agency (EIA) statement on political situation in Myanmar and related timber trade issues.

https://eia-international.org/press-releases/environmental-investigation-agency-eia-statement-on-political-situation-in-myanmar-and-related-timber-trade-issues/ (2021年2月4日)

# 1-3. EIA の WEB サイト, "Myanmar's tainted timber and the military coup." から

軍事政権への資金流入を阻止するために、多くの国々がクーデターに関与した軍人個人を対象に制裁を課している。EU、英国、米国は国営の Myanmar Timber Enterprise (MTE) にも制裁を課している。EU はさらに一歩踏み込んで、ミャンマー国が過半数を所有する Forest Products Joint Venture Corporation(FPJVC)に対して制裁措置を取った。EU と米国は過去に MTE に制裁を課したものの、第三国を介して間接的に取引することで制裁を回避することができた。 2019 年、ミャンマーは 1 億 7,000 万米ドル近くの木材製品を輸出し、その収入のかなりの額が MTE や軍と直接・間接的に関連する他の企業にわたっている。

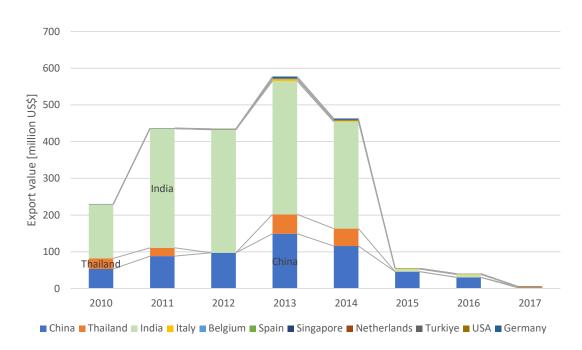
#### 注:下線は筆者によるもの

(出所) EIA の WEB サイト, Myanmar's tainted timber and the military coup. https://eia-international.org/forests/myanmars-tainted-timber-and-the-military-coup/(2021年6月28日)



# 2-1. 国連食糧農業機関統計 (FAOSTAT) から見るミャンマー材の流通状況

国際市場におけるミャンマー材の流通状況を把握すべく、国連食糧農業機関統計 (FAOSTAT) におけるミャンマーから輸出される木材製品(丸太、製材)の取引状況を図 2~4 に示す。



注:2017年に取引実績のある国を選択し、2010年からの推移を示した

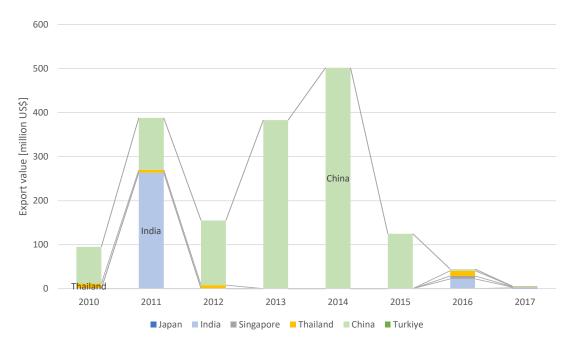
図 2 ミャンマーから世界へ輸出される丸太(広葉樹、熱帯木材)の推移(2010-2017) 出所:FAOSTAT

図 2 は 2010~2017 年におけるミャンマー産丸太(広葉樹、熱帯木材)4の輸出額を示したものである。2014 年のミャンマーの丸太輸出禁止措置以降、大幅に減少していること、2014 年以前の丸太(広葉樹、熱帯木材)の主要消費国はインド、中国、タイだったことがわかる。具体的な数値を見てみると、例えばインドへの輸出量は2014年が290百万 US\$だったものが2015年は7百万 US\$と前年比98%減少、中国への輸出量は115百万 US\$から45百万 US\$と前年比60%減少だった。しかしながら、それ以降も取引量はゼロにはなっておらず、2017年時点でも少量、記録されている。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 本稿では FAOSTAT における industrial roundwood を丸太、non-coniferous を広葉樹、tropical を熱帯 木材と表記する



\_

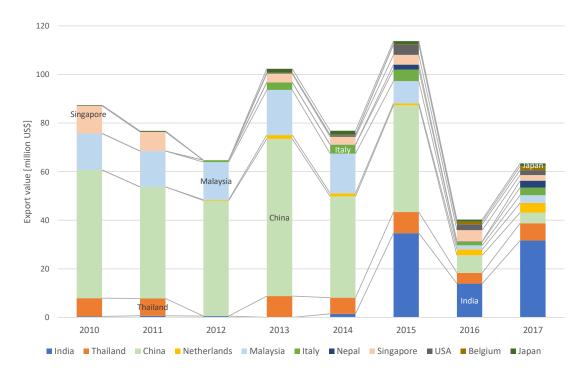


注:2017年に取引実績のある国を選択し、2010年からの推移を示した

図 3 ミャンマーから世界へ輸出される丸太(広葉樹、熱帯木材以外)の推移(2010-2017) 出所: FAOSTAT

図3は2010~2017年におけるミャンマー産丸太(広葉樹、熱帯木材以外)の輸出額を示したものである。図から2010~2017年においてミャンマー産丸太(広葉樹、熱帯木材以外)の主要消費国は中国、インド、タイで、特に中国が際立っていたことがわかる。ところが2017年時点では、ミャンマーから輸出される丸太(広葉樹、熱帯木材以外)の一番の消費国は日本で、次いでインド、シンガポール、タイ、中国だった。なお、日本の貿易統計においてはミャンマー産丸太輸入のほとんどがチークの丸太であったことからチークはこの分類に含まれている。





注: 2017 年に取引実績のある国から輸出額が百万 US \$ 以上の 10 か国と日本を選択し、 2010 年からの推移を示した

図 4 ミャンマーから世界へ輸出される製材(広葉樹)の推移(2010-2017)

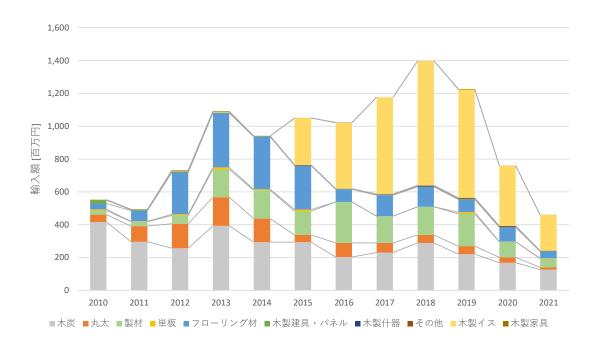
出所:FAOSTAT

図 4 は 2010~2017 年におけるミャンマー産製材(広葉樹)の輸出額を示したものである。図に記載した国々は 2017 年の輸出額上位 10 か国(順にインド、タイ、中国、オランダ、マレーシア、イタリア、ネパール、シンガポール、米国、ベルギー)で、12 位の日本を加えたものである。特徴的なのは丸太輸出禁止措置の 2014 年以降、インドが急増し、その一方で中国は激減している。なお 2017 年の輸出額上位 10 か国の多くは日本が製品輸入をする相手国でもあり、ミャンマー材がそれらの国で製品化された後に、日本で流通している可能性も考えられる。



#### 2-2. 日本の貿易統計から見るミャンマー材の流通状況

ここでは日本の貿易統計により、ミャンマーから輸入する木材製品(44 類)と家具関連製品(94 類)について見ていく。



注1 貿易統計における木材(44類)、家具(94類)を示したもの

注 2 各品目の輸入額は以下の HS コードの合計。木炭(4402.90-010, 091, 092, 099)、丸太(4403.49-211, 291, 600, .91-000, .99-990)、製材(4407.26-010, 090, .29-110, 190, 215, 220, 299, .91-000, .94-000, .99-390, 500)、単板(4408.39-590, 910, 990, .90-690)、フローリング材(4409.22-910, 991, 999, .29-200, 910, 991, 999)、木製建具・パネル(4418.10-000, .20-000, .79-000, .90-223, 229, .99-222)、木製什器(4419.00-900, .90-900)、その他木製品(4421.90-910, 991, 999, .99-910, 991, 999)、木製イス(部分品含む)(9401.53-000, .69-000, .90-021, 090)、木製家具(9403.40-000, .50-000, .60-010, 190, .90-020, 090)

# 図 5 日本がミャンマーから輸入する木材、家具製品の推移(2010-2021)

出所:財務省,貿易統計

図 5 は 2010~2021 年に日本がミャンマーから輸入した木材製品と家具関連製品の推移 (金額)を示した。これらの製品において、2021 年では木炭、丸太、製材、フローリング 材、木製イスの 5 種が輸入額 10 百万円規模で、主要品目となっている。丸太については HS コード 5 種が記録されているものの、2010~2021 年に輸入された丸太総量の 96% (金額ベース)はチーク (4403.49-291)である。全体的に輸入額は減少傾向にあり、2021 年の輸入



額はピーク時(2018年)の約35%となっている。特徴的なのは、丸太輸出禁止措置の2014年 以降、木製イスの輸入額が大幅に増加し、近年は最大の輸入品目になっている。

他方、2014年以降は丸太輸出禁止措置が取られているはずであるが、2015~2021年において減少傾向にあるものの、丸太は継続して輸入されている。

次に、ミャンマー産丸太・製材が輸出されている国々、および日本が輸入しているミャンマー材の樹種・品目を参考にして、ミャンマー材が第三国を経由して国内市場を流通している可能性について見てみる。

まず、ミャンマーが木材を輸出している国については、図  $2\sim4$  に示した国を対象とすることとし、表 6 に整理した。

表 6 図 2~4 に示したミャンマーが木材を輸出している国について

丸太(広葉樹、熱帯木材)(図2)	すべて
中国、タイ、インド、イタリア、ベルギー、スペイン、シン	
ガポール、オランダ、トルコ、米国、ドイツ	中国、タイ、インド、イタ
丸太(広葉樹、熱帯木材以外(チーク含む))(図3)	リア、ベルギー、スペイン、
日本、インド、シンガポール、タイ、中国、トルコ	シンガポール、オランダ、
製材(広葉樹)(図 4)	トルコ、米国、ドイツ、マ
インド、タイ、中国、オランダ、マレーシア、イタリア、ネ	レーシア、ネパール、日本
パール、シンガポール、米国、ベルギー、日本	

次に、図 5 より日本がミャンマーから輸入した木材製品と家具関連製品における主要製品である丸太、製材、フローリング材、木製イスの4品目について、ミャンマー以外の取引国について表7~10 に示した。表では2017~2021年の輸入総額上位5か国に加え、表6に示したミャンマーが木材を輸出した国および順位、取引国総数を示している。以下、各表について見ていく。

表7の丸太では、チークと1品目に実績がある。繰り返すが2014年以降、ミャンマーは丸太輸出禁止措置を取っているが、日本には継続的して輸入されている。またチーク丸太の輸入国にはチークを造林しているブラジル、インドネシア以外に、台湾、中国から輸入している。ブラジル、インドネシアはチークの認証丸太を国際市場に供給するような国際的なチーク生産地として知られているが、台湾、中国については仮に造林地を有していたとしても日本市場が好むような良材が得られるとは考えにくく、特に中国についてはミャンマーチークの密輸に関して国際NGOの調査報告等もあり、ミャンマー材である可能性は高いと考える。



# 表 7 丸太 (2017-2021) [金額]

HS コード	国名
4403.49-291 (チーク)	ミャンマー(1/5)、台湾、ブラジル、 <u>中国</u> 、インドネシア
4403.49-600	パプアニューギニア、 $\underline{マレーシア}$ 、コンゴ共和国、 $\underline{Aンド}$ 、カメルーン、 $<$ ミャンマー(15)シンガポール( $28/28$ ) $>$

注 表中、太字・下線はミャンマーが木材輸出をしている国々。< >内は上位5か国以下でミャンマーおよびミャンマーが木材輸出している国と順位(分母は取引のあった国数)

表8の製材ではチークを含む6品目に輸入実績がある。まずチークについては表7同様、中国が上位に位置しており、ミャンマー産丸太の加工品である可能性は高いと考える。またドイツ、イタリアもミャンマー材を輸入し、加工されたものである可能性はある。そのほかマレーシアは製材6品目のうち4品目で上位に位置し、残る2品目でも輸入実績があるため、ミャンマー材が含まれている可能性はある。

# 表 8 製材 (2017-2021) [金額]

HS コード	国名
4407.29-110	$\frac{\neg \nu - \nu r}{\neg \nu}$ 、インドネシア、ミャンマー (3)、 $\frac{\beta A}{\nu}$ 、ラオス <中国 (8/10) >
4407.29-190	マレーシア、ミャンマー (2)、大韓民国、台湾、インドネシア         <タイ (6)、米国 (8/8) >
4407.29-215 (チーク)	台湾、ミャンマー (2)、 <u>中国</u> 、インドネシア、カメルーン <マレーシア (6)、ドイツ (7)、イタリア (8)、タイ (10/11) >
4407.29-220	インドネシア、 $\underline{Aンド}$ 、グアテマラ、モザンビーク、カメルーン $<$ スペイン $(6)$ 、米国 $(8)$ 、マレーシア $(9)$ 、ミャンマー $(10)$ 、中国 $(11)$ 、イタリア $(12/18)$ $>$
4407.29-299	マレーシア、インドネシア、イタリア、カメルーン、ブラジル         <中国(7)、タイ(12)、ミャンマー(13)、インド(20)、米国(21)、スペイン(22)、ドイツ(31)、オランダ(32)、ベルギー(36/50) >
4407.99-500	<u>米国、マレーシア</u> 、カナダ、 <u>中国</u> 、台湾 <トルコ (6)、ミャンマー (7)、ドイツ (9)、イタリア (11)、



注 表中、太字・下線はミャンマーが木材輸出をしている国々。< >内は上位5か国以下でミャンマーおよびミャンマーが木材輸出している国と順位(分母は取引のあった国数)

表9のフローリング材では5品目で輸入実績がある。表8同様、マレーシアが5品目のうち4品目に実績があり、うち3品目では上位に位置していて、ミャンマー材が含まれている可能性はある。ミャンマーの隣国タイは5品目すべてで実績があり、うち2品目で上位に位置している。また中国も5品目のうち4品目で実績があり、うち2品目で上位に位置している。これらの国々もミャンマー材が含まれている可能性はあると考える。

# 表 9 フローリング材(2017-2021)

HS コード	国名
4409.22-910	インドネシア、 <u>マレーシア</u> 、ベトナム、ミャンマー(4)、ラオス
4407.22 710	<タイ (6)、中国 (7/7) >
4409.22-991	ベトナム、インドネシア、 <u>タイ</u> 、ラオス、ルクセンブルク
4409.22-991	<中国 (6)、ミャンマー (7)、イタリア (8/8) >
	インドネシア、ブラジル、 <u>マレーシア</u> 、ベトナム、 <u>中国</u>
4409.22-999	<タイ (6)、ミャンマー (7) スペイン (12)、米国 (13)、インド
	(16)、ドイツ (17)、イタリア (18/28) >
4409.29-910	インドネシア、マレーシア、ミャンマー(3)、ベトナム、台湾
4409.29-910	<ドイツ (6)、タイ (7)、米国 (8/8) >
	<u>中国</u> 、ベトナム、インドネシア、 <u>タイ</u> 、米国
4400 20 000	<ドイツ (8)、マレーシア (9)、トルコ (11)、ミャンマー (13)、
4409.29-999	ベルギー (21)、イタリア (22)、オランダ (27)、スペイン (41/45)
	>

注 表中、太字・下線はミャンマーが木材輸出をしている国々。< >内は上位5か国以下でミャンマーおよびミャンマーが木材輸出している国と順位(分母は取引のあった国数)

表 10 の木製イスは 4 品目で実績がある。ここまで見てきた製品と異なり加工度も高く部分品も含まれるが主に最終製品であるため、多くの国から輸入している。世界の工場、中国は際立っており、4 品目すべてで上位に位置し、うち 3 品目は 1 位である。またタイも 4 品目すべてに実績があり、うち 3 品目で上位に位置している。この品目においては、表 6 に示した国のうちネパールを除くすべての国の実績が確認できた。これらの国々すべての取



引にミャンマー材が含まれているとは言えないものの、そのリスクについては無視できる ものとは言えないと考える。

表 10 木製イス (2017-2021)

HS コード	国名
9401.53-000	インドネシア、フィリピン、 <u>中国</u> 、ベトナム、フランス <イタリア (6)、タイ (7)、インド (8)、ドイツ (9)、スペ イン (10)、米国 (12)、ミャンマー (15)、マレーシア (16)、 オランダ (19/20) >
9401.69-000	<u>中国</u> 、ベトナム、インドネシア、デンマーク、 <u>タイ</u> <イタリア (6)、マレーシア (10)、米国 (13)、インド (17)、 ドイツ (19)、オランダ (20)、スペイン (24)、ベルギー (29)、 トルコ (46)、ミャンマー (52)、シンガポール (53/65) >
9401.90-021	<u>中国</u> 、メキシコ、 <u>タイ</u> 、フィリピン、 <u>ドイツ</u> <マレーシア (7)、米国 (8)、ミャンマー (10)、イタリア (12)、スペイン (18)、インド (19)、オランダ (23)、トル コ (24)、ベルギー (31/32) >
9401.90-090	<u>中国</u> 、ベトナム、韓国、 <u>タイ、米国</u> <ドイツ (7)、イタリア (12)、マレーシア (14)、ミャンマー (15)、インド (17)、スペイン (24)、トルコ (25)、オラン ダ (27) ベルギー (30)、シンガポール (49/66) >

注 表中、太字・下線はミャンマーが木材輸出をしている国々。< >内は上位5か国以下でミャンマーおよびミャンマーが木材輸出している国と順位(分母は取引のあった国数)



# ミャンマー材の調達・販売に関する実態把握アンケート

- 【問1】 現在(2022年6月時点)、御社はミャンマー材を使用した製品を販売していますか?
- 注 1) 製品の加工国がタイや中国などであっても、木材の原産国がミャンマーの場合は「はい」とお答えください。
- 注 2) 本アンケートにおいて「ミャンマー材」とは、以下の樹種などに代表される木材という認識です。 チーク(Tectona grandis)、ピンカドー(Xylia xylocarpa)、パドウク(Pterocarpus macrocarpus)、 カリン(Pterocarpus indicus)

はい(もしもミャンマーから直接輸入ではなくて第三国経由の場合、経由国も教えてください)
(経由国:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
以前は販売していたが今は販売していない
(理由:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
わからない
(理由:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
いいえ

→ 「はい」、または「以前は販売していたが今は販売していない」の場合は、以下へお進みください。
「わからない」、「いいえ」の場合は、ここで終了です。ご協力ありがとうございました。

【問2】 販売している(販売していた)製品と樹種について教えてください。 ※樹種名にチェックを入れていただくか、その他にチェックを入れ、樹種名をご記入ください。

無垢フローリング(集成材含む)
□チーク □ピンカドー □パドウク □カリン
□ <b>その他</b> (樹種名:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
複合フローリング(ツキ板に天然木単板使用)
□チーク □ピンカドー □パドウク □カリン
□ <b>その他</b> (樹種名:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
屋外用家具(集成材含む)
□チーク □ピンカドー □パドウク □カリン
□ <b>その他</b> (樹種名:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
屋内用家具(□無垢(集成材含む) □ツキ板 □両方)
□チーク □ピンカドー □パドウク □カリン
□ <b>その他</b> (樹種名:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
造作材(□無垢(集成材含む) □ツキ板 □両方)
□チーク □ピンカドー □パドウク □カリン
□ <b>その他</b> (樹種名:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
その他(製品名: )
□チーク □ピンカドー □パドウク □カリン



【問 3	3】 各製品の 2021 年度(または把握している最新の記録)の年間取扱量(販売量)について教えてくださ	
い。>	※単位はプルダウンメニューからお選びいただくか、その他にチェックを入れ、ご記入ください。	
	無垢フローリング(集成材含む)	
	□ <b>チーク</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択して	
	ください。 □ <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	□ <b>その他樹種</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択	
	してください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	複合フローリング(ツキ板に天然木単板使用)	
	□ <b>チーク</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択して	
	ください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	□ <b>その他樹種</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択	
	してください。 □ <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	屋外用家具(集成材含む)	
	□ <b>チーク</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択して	
	ください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	□ <b>その他樹種</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択	
	してください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	屋内用家具(□無垢(集成材含む) □ツキ板 □両方)	
	□ <b>チーク</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択して	
	ください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	□ <b>その他樹種</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択	
	してください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	造作材(□無垢(集成材含む) □ツキ板 □両方)	
	□ <b>チーク</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択して	
	ください。 □ <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	□ <b>その他樹種</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択	
	してください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	その他(製品名:	
	□ <b>チーク</b> <u>ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。</u> [ <b>単位</b> :アイテムを選択して	
	ください。 口 <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
	□ <b>その他樹種</b> ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 [単位:アイテムを選択	
	してください。 □ <b>その他</b> (ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)]	
【問 4】 御社が販売するミャンマー材を使用した製品に対して、以下の環境社会配慮がなされているか教えてください。 [4-1] 製品または原材料である木材の合法性について、どのように確認していますか?		
	自社、または取引先を介して以下の書類等を入手して確認している。	
	以下、入手・確認しているすべての書類にチェックをしてください(複数回答)。	
	□民間貯木場での原木受け入れ証明(発行者:森林局)	
	□木材の加工許可書(発行者:森林局)	
	□歩留まり承認書(発行者:森林局)	
	□木材製品の合法証明書(発行者:森林局)	
	□仕様書(発行者: Myanmar Timber Enterprize(以下、MTE))	
, ,	23	

□**その他**(樹種名:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)



	│ □商業請求書(発行者:MTE)
	│□輸送指示書(発行者:MTE)
	│ │□輸送事前情報書(発行者:MTE)
	│ │□輸送荷物参照(発行者:MTE)
	」□購入確認書(発行者:MTE)
	□原産地証明書(発行者:貿易局)
	□輸出ライセンス(発行者:貿易局)
	□輸出申告書(発行者:税関局)
	□ <b>その他(具体的に</b> :ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
	※上記の書類は林野庁のクリーンウッド・ナビの掲載情報を参考にしています。
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html
	自社で森林認証(CoC 認証)を取得し、森林認証材を購入し、伝票等の記載で認証材を確認している。
	※御社が付与されている認証番号、またはライセンス番号を教えてください。
	(認証番号、またはライセンス番号:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
	自社で森林認証(CoC 認証)は取得していないが、森林認証(CoC 認証)を取得している取引先に森林認証
	材を注文・購入し、伝票等の記載で認証材を確認している。
	自社、取引先も森林認証(CoC 認証)は取得していないが、森林認証材を注文し、購入している。
	グリーン購入法に基づく合法木材供給事業者(団体認定取得事業者)から「合法木材」を注文し、購入して
	いる。
	・
	その他(具体的に:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
	COLI (SCHARIC L'ELEVIVIVIOLE) VIVIL EXCUSO E CALEEU ()
[4-2]	製品または原材料である木材の持続可能性について、確認をしていますか?
	確認している。
	以下、確認方法を教えてください。
	□森林認証材を購入することで持続可能性を担保している
	□現地に社員を派遣し、視察による現場確認や、関係者への聞き取りによる情報収集を行っている
	□その他(具体的に:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
	クーデター前は確認していたが現在は確認できていない。
	確認していない。
	その理由を教えてください。
	(具体的に:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
	(共産力に、こことグラグクなたはグラグしてアイバーをバガして、たこが。)
[4-3]	製品の原材料を調達することで現地の地域社会に与える負の影響について(例えば人権侵害を助長するな
	確認をしていますか?
	確認している。
	以下、確認方法を教えてください。
	□森林認証材を購入することで地域社会への配慮や人権侵害等についても回避されていると考えている
	□現地に社員を派遣し、視察による現場確認や、関係者への聞き取りによる情報収集を行っている
	□ 取引先から誓約書をもらっている
	│□現場元がら言称音をもらうといる │□現地の専門家や研究機関、NGO などから情報を入手している
	│□気地の等口家で切れ機関、NGO などがら情報を入手している │□第三者の専門機関を雇用し、確認・検証を行っている
	□第三省の毎日後周を雇用し、確認・検証を行うといる   □ <b>その他(具体的に</b> :ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
	□ ての他(具体的に:ここをグリックまたはダップしてデキストを入力してくたさい。)   クーデター前は確認していたが現在は確認できていない。
	」 スープ・カー BD (本)(正言かり、しも27 / 12.4元7王) 本が正言かし ♂ しも2/ましき。



□ 確認していない。

その	理由	を教え	えてく	゚゙゙だ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	۱.١
	/ <del>/</del>	C +X /	$\iota$ $\iota$ $\iota$	. /_ ( '	<b>U</b> ' ^

(具体的に:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)

【問 5】 ミャンマー国軍による市民への弾圧は続いています。御社は今後の取引についてどのようにお考えでしょうか?以下の選択肢からお選びください。

調達・販売を即時にやめる。
調達・販売を一時停止する。
調達・販売は継続する。
その理由を教えてください
(具体的に:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。)
検討中。
いつまでに結論を出されますか? □3 か月以内 □半年以内 □その他(ここをクリックまたはタップし
てテキストを入力してください。)

ご協力、誠にありがとうございました。

